

保護対策実施要綱の制定について（通達）

（平成24年 3月16日組対発第150号）

この通達は、保護対策者に対する暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロ等をいう。）による危険行為を未然に防止するため、保護対象者の保護に関して必要な基本的な事項を定めたものです。